

報告第10号

損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づく専決処分事項の指定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年7月15日提出

豊川市長 竹本幸夫

## (総務部関係)

1	専決年月日	令和2年6月4日
	相手方	豊川市在住の40代男性
	損害賠償の額	14,850円
	概要	令和2年3月23日午前9時30分頃、豊川市伊奈町一ノ坪29番3において、職員の運転する自動車相手方の所有するブロック塀に接触し、当該ブロック塀の一部が破損した。

(建設部関係)

1	専決年月日	令和2年6月23日
	相手方	豊川市在住の30代女性
	損害賠償の額	27,638円
	概要	令和2年6月1日午後6時頃、豊川市篠東町仲荒古109番の市道において、相手方の配偶者の運転する自動車のタイヤが路面にできた穴に落ち、当該自動車の一部が破損した。